

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、健全で経営の透明性が高く、経営環境の変化に迅速かつ確に対応できる組織体制の確立を重要な経営課題と考え、顧客・株主・ビジネスパートナーおよび社員と共に成長し続ける経営システムを構築し維持していくことが重要と認識しております。

投資家への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分認識するとともに、常に投資家の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう社内体制の充実に努めるなど真摯な姿勢で臨んでおります。

会社の機関の内容および内部統制システムの整備状況

会社の経営上の意思決定、執行および監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況は別添模式図のとおりです。

以下にその概要を記述します。

1) 取締役会

取締役会は、取締役6名(社外取締役1名)によって構成され、月1回の定時取締役会、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

2) 監査役会

監査役会は監査役4名(社外監査役2名)で構成され、月1回開催しております。

また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務執行について監視を行っております。

3) 会計監査人

PwCあらた監査法人を選任し、監査契約を結び正しい経営情報を提供し、公正普遍的立場から監査が実施される環境を整備しております。

当社の会計監査業務を執行する公認会計士は加藤真美および加藤正英であり、PwCあらた監査法人に所属しております。

また、会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士5名、その他9名であります。

4) 内部監査室

内部監査は3名で構成され、社長直轄の内部監査室が内部統制システムの妥当性と各業務の合法性の監査を行っております。

5) 社外取締役および社外監査役の人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係の概要

社外取締役および社外監査役との人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はありません。

6) 顧問弁護士

顧問弁護士とは顧問契約を結び、必要に応じて法律面でのアドバイスを受け、適法性に留意しております。

7) その他

・リスク管理体制

システム開発の受託により、顧客の重要情報に触れる場合もあり、情報の重要性の認識と徹底について社員教育を徹底しております。

また、プライバシーマークおよびISMSの取得により、個人情報保護を適正に行っております。

・適時情報開示

四半期業績開示を行っております。

また、アナリスト・機関投資家向けに、本決算時に説明会を行い、その資料は、当社ホームページにも掲載しております。

新製品の発売等ニュースリリースは迅速な開示を目的に当社ホームページに情報を開示しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東 光博	541,200	6.64
株式会社UBIC	450,000	5.52
フォーカスシステムズ社員持株会	341,900	4.19
柿木 龍彦	301,000	3.69
畑山 芳文	293,000	3.59
第一生命保険株式会社	250,000	3.06
石橋 雅敏	174,100	2.13
株式会社三井住友銀行	170,000	2.08
みずほ信託銀行株式会社	135,000	1.65
森 啓一	116,800	1.43

支配株主（親会社を除く）の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

H23.10.11 自己株取得に対する大量保有報告書を提出しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山口 寿彦	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山口 寿彦	○	——	自衛官として長年にわたり組織運営・管理に従事し、その豊富な経験と幅広い見識は、社外取締役として客観的な視点でコーポレートガバナンスを監視するのに適任。 当社と利害関係のない独立した立場であり、一般株主との利益相反のおそれのない独立した立場と判断し、独立役員として指定。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

--	--

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

各四半期決算および本決算の会計監査時期に、監査役会は会計監査人である監査法人に対して監査の方法および問題点がないかどうかのヒアリングを実施しております。
株主総会後に作成された監査役会の監査計画書を内部監査室は受領し、その後、原則月1回の監査役会において、主として適法性のチェック体制について内部監査室の活動状況の報告を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中村 清司	他の会社の出身者													
杉山 昌宏	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
 a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中村 清司	○	——	長年にわたりIT業界において開発、営業、経営に関わってきたことによる豊富な経験と幅広い見識を持っており、社外監査役として適任。当社と利害関係のない独立した立場であり、一般株主との利益相反のおそれのない独立した立場と判断し、独立役員として指定。
杉山 昌宏	○	——	長年にわたりIT業界において開発、営業、経営に関わってきたことによる豊富な経験と幅広い見識を持っており、社外監査役として適任。当社と利害関係のない独立した立場であり、一般株主との利益相反のおそれのない独立した立場と判断し、独立役員として指定。

【独立役員関係】

独立役員の数	3 名
--------	-----

その他独立役員に関する事項

社外取締役および社外監査役を選任するための独立性について特段の定めはありませんが、東京証券取引所の定める独立性に関する基準を参考に選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は、平成25年5月9日開催の取締役会において、当社の取締役に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下、「本制度」といいます。)を導入することについて決議しましたが、当初のスキームでの組成が困難であるとの通知を受けたため、平成25年8月9日開催の取締役会において、本制度の導入を中止することを決議しました。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社の取締役に対する年間報酬総額は、209,724千円であります。
また、当社の監査役に対する年間報酬は、19,842千円であり、うち社外監査役は、7,200千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

常勤監査役が、社外監査役の連絡窓口として、取締役会・監査役会開催の連絡および事前に資料が出ている場合には資料の配布を手配しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 業務執行、監督・監査について

取締役会は取締役6名(うち社外取締役1名)で構成され、月1回開催される取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、会社の意思決定及び業

務執行の監督を行っております。

業務執行には、取締役会で互選の代表取締役社長・副社長の指揮の元、各事業分野の担当取締役が責任を持っており、各取締役は組織を統括しながら毎月の進捗状況を各組織の部長より直接ヒアリングを行うとともに、管理本部で集計を行い、取締役会で確認しております。

監査役会は4名の監査役(うち社外監査役2名)で構成され、月1回、監査役会を開催しております。

また、監査役は取締役会に出席し、取締役の業務執行を監視するほか、会計監査人による監査ならびに内部監査室による監査にも随時立会い、業務執行に関する適法性と妥当性を監査しております。

なお、社外監査役との特別な利害関係はございません。

顧問弁護士からは、必要に応じて法律面でのアドバイスを受け、適法性に留意しております。

2. 監査の状況

内部監査につきましては、内部監査業務を統括・実施する社長直轄の内部監査室を設置し、3名を専任させております。

内部監査規程に基づき、内部統制システムの妥当性と各業務の合法性の監査を行っております。

会計監査につきましては、監査法人として、PwCあらた監査法人を選任し、加藤真美および加藤正英公認会計士の会計監査業務を受けております。

継続監査については、加藤真美会計士は平成23年6月30日から、加藤正英会計士は平成24年7月2日からであります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社においては、外部からの経営監視という点に関し、これまで社外監査役が重要な役割を果たしておりました。また、専門的な知見を要する当社の経営判断について、社外取締役の候補者を確保することが容易でないという事情もあり、当社といたしましては、適任者がいない中で形式的にのみ社外取締役を置くことは、当社の経営および企業価値の向上の観点から適切でないと考えて、社外取締役を置いておりませんでした。が、社外取締役の適任者がおりましたので、第39期定時株主総会において、社外取締役を選任いたしました。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	当社は、電子投票が認められた当初より、招集通知発送時に、議決権行使書にIDおよびパスワードを発行して、株主総会に出席できない場合の議決権の電子投票制度を呼びかけて株主の便宜を図っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	不定期ではありますが、年1～2回程度、個人投資家向け説明会の開催や、IRフェアなどへの出展を行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎期、決算発表後の5月末に1回、アナリスト・機関投資家および報道機関向け説明会を開催しております。出席者は毎回30名程度であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	http://www.focus-s.com において、「決算短信」「アナリスト向け決算説明資料」「株主向け報告書」「有価証券報告書」「四半期報告書」「会社案内」「採用情報」「情報開示に係る各種ニュースリリース」を発表後遅滞なくホームページ上に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員は、専務取締役畑山芳文。IR事務連絡担当者は、IR・広報室の前田浩一が担当。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念・経営ビジョンを以下とし、HPに公開しております。 経営理念 社員すべてが心と力を合わせ、企業の発展と成長を通じて、未来のより良い環境作りに貢献する。 経営ビジョン 私たちは、以下の3つの責任を果たしていきます。 1. 個人責任 人間性と技術力を磨き、最高のサービスをお客様に提供します。 2. 企業責任 社員相互が信頼し合い、安心かつ働きがいのある会社を作ります。 3. 社会責任 お客様、投資家、株主から信頼され、社会から必要とされる会社を作ります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「環境経営指針書」を全社員に配布し環境の保全施策の推進管理者の指名により、各拠点での活動体制の推進を図っております。 その取組実績はホームページにて公開しております。 また、清掃活動イベントへの参加や、拠点地域における清掃活動などを随時行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	別途模式図のとおり社内体制を整備して、会社情報の決定事実、発生事実および当社グループを理解いただくのに必要な情報につきましては、迅速・正確かつ公正な情報開示をしております。
その他	当社は現在、女性役員はおりません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1)当社は、法令をはじめ、「文書管理規程」「情報セキュリティ基本規程」その他社内規程に基づき、情報の保存・管理を行う。
 - (2)代表取締役は、取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する全社的な統括を行う責任者を取締役より任命する。
 - (3)統括責任者は、取締役の職務執行に係る情報を社内規程に基づいて記録として保存・保管する。
 - (4)保管される記録は、随時、取締役、監査役、会計監査人が閲覧可能な検索性の高い状態で保存・保管する。
 - (5)情報セキュリティ基本方針、プライバシーマークおよび情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)に倣い、情報の保存・管理・伝達に適切な体制を構築する。
2. 損失の危険の管理に関する規程、その他の体制
 - (1)企業の目的ならびに事業の目的に多大な影響を与える可能性のある事象(リスク)を以下のように区分し、管理体制を構築する。
 - ・財務報告リスク
 - ・品質リスク
 - ・情報セキュリティリスク
 - ・労務リスク
 - ・法的リスク
 - ・環境リスク
 - ・事業継続リスク
 - ・人的資源リスク
 - ・財務リスク
 - (2)「リスク管理規程」に基づき、財務報告リスクマネジメントシステムを指揮するため、リスク管理委員会を組織し、財務リスクに対する評価を行ない、リスクの回避・低減させる対応を取る。
 - (3)使用人による情報漏洩による不正行為抑制のため、「秘密管理規程」、「懲罰規程」を定め、さらに社内規程遵守誓約書の自署提出を求める。
 - (4)デジタル情報に関するリスク管理は、当社が取扱うデジタル・フォレンジック製品により、情報漏洩ルートが的確に把握できるシステムを構築し、かつ社内研修の実施により抑止力機能を持たせる。
3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1)当社は、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
 - (2)全取締役は、当社業務をそれぞれ所管し、適切に進捗状況を確認し、業務執行に関する効率化をはかる。
 - (3)業務運営については、将来の事業環境等を踏まえ中期経営計画および各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。
 - (4)各部門は、その目標達成に向けて具体的な施策を立案し実行する。
 - (5)効率的な職務執行のため、「職務分掌規程」、「職務権限規程」により必要な職務の範囲および権限を明確にする。
 - (6)環境変化に対応するため、機動的な組織変更を実施する。
4. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1)法令および定款に適合すべく社内規程の見直しを随時行い、必要に応じ社内教育を実施し、使用人による業務執行に対する意識を高める。
 - (2)「取締役会規程」、「監査役会規程」、「社員就業規程」において、業務の適正な執行に対する体制を定義する。
 - (3)法令遵守体制を堅持するために、使用人は、社内規程遵守誓約書に署名捺印をもって提出するものとする。
 - (4)コンプライアンス通報制度を構築し、法令および定款遵守の推進については、役員および社員等が、それぞれの立場で自らの問題として捉え業務運営にあたるよう、研修等を通じて指導する。
 - (5)内部監査体制を構築し、業務執行の適法性を監査する。
5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - (1)「関係会社管理規程」に基づき、関係会社に関する業務を所管する取締役(所管取締役)が担当する。
 - (2)所管取締役は、必要に応じて関係会社に対し書類等の提出を求め、関係会社の経営内容の把握に努める。
 - ロ. 子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - (1)「経理規程」に則った経理処理を求め、月次での報告を受ける。
 - (2)関係会社は「リスク管理規程」に基づき、財務報告リスクへの対策実施状況および有効性をリスク管理委員会にて説明し、その評価を行う。
 - ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1)関係会社の経営は、その自主性を尊重しつつ、相互信頼による共存共栄を基本とする。
 - (2)重要案件については、取締役会の事前協議を行う。
 - ニ. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1)企業集団の事業に関して所管する取締役を置くとともに、子会社に対して法令遵守体制を構築する権限と責任を与える。
 - (2)子会社が構築する法令遵守体制について、当社管理本部がこれを横断的に推進し管理する。
 - (3)(2)の管理において監査を実施する場合には、当社の「内部監査規程」を準用する。
6. 監査役設置会社の監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - (1)監査役を補助すべき使用人は、内部監査室の社員とする。
7. 監査役を補助すべき使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項
 - (1)内部監査室の社員に対する人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役の事前の同意を得るものとする。
8. 監査役設置会社の監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1)監査役を補助すべき使用人に対して監査役は、監査業務に必要な指揮命令権を有する。
9. 監査役設置会社の監査役への報告に関する体制
 - イ. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制

- (1)取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、法令および社内規程に従い、直ちに監査役に報告する。
- (2)認識するリスクに対して内部監査室による内部監査を行い、内部監査室は、その結果を監査役会に報告する。
- (3)財務報告については、監視部門であるリスク管理委員会による分析を行い、その結果を監査役会に報告する。
- (4)使用人による内部通報については、通報の調査機関であるコンプライアンス委員会からリスク管理委員会に報告する。
- ロ. 子会社の取締役等および使用人またはこれらの者に相当する者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
- (1)子会社の担当取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、直ちに監査役に報告する。
- (2)子会社の財務報告については、子会社の担当部門からの報告により監視部門であるリスク管理委員会による分析を行い、その結果を監査役会に報告する。
- (3)内部通報については、通報の調査機関であるコンプライアンス委員会よりリスク管理委員会に報告する。
10. 監査役設置会社の監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- (1)「コンプライアンス通報規程」に準じ、当該報告をした者に対し、解雇その他いかなる不利益取扱いの禁止のほか、職場環境等が悪化するなどの無いような措置を講ずる。
- (2)子会社の使用人に関しても、(1)の扱いと同様に、不利益取扱い等に対する保護を行う。
11. 監査役設置会社の監査役職務について生ずる費用の前払い、または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- (1)監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。
- (2)緊急または臨時の支出が必要となった費用の前払い、および支出した費用の償還を会社に請求する事ができる。
- (3)監査費用の支出については、効率性および適正性に留意する。
12. その他監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1)監査役の実効性を確保するため、「監査役監査基準」、「内部監査規程」を制定する。
- (2)監査役は、取締役会のほか、会社の重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握する。
- (3)会社の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。
- (4)三様監査(内部監査、監査役監査および会計監査人監査)の意義・目的を十分理解し、三様監査間の連携および相互補完を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に関する基本方針

一. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、政府方針である「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を踏まえ、その社会的責任を強く認識するとともに、反社会的勢力による経営活動への関与や、当該勢力による被害を防止し、コンプライアンス経営を徹底するため以下の基本方針を定めます。(政府指針：平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)

1. 反社会的勢力による不当要求に対しては、対応する役職員の安全を確保するため、組織として対応します。
2. 反社会的勢力への対応に際し、平素より、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部の専門機関との連携強化を図ります。
3. 反社会的勢力とは、取引関係はもとより、一切の関係を遮断します。
4. 反社会的勢力による不当要求に対しては、断固として拒絶し、民事・刑事の両方面より法的対応を行います。
5. 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引や資金提供は行いません。

二. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から、倫理規程に反社会的勢力との関わりについて定め、組織全体で取り組んでいます。

1)対応部署および不当要求防止責任者の設置状況

総務部を対応部署とし、不当要求防止責任者を中心に、事案毎に関係部署と協議し、対応することとしています。

2)外部の専門機関との連携状況

所轄警察署や顧問弁護士等、外部の専門機関と連携しています。

3)反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

不当要求防止責任者が担当として、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関より反社会的勢力に対する情報の収集・管理を行っています。

4)対応マニュアルの整備および研修活動の実施状況

マニュアルの整備を随時進めるとともに、研修などにより平素の啓蒙活動に努めています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

株式会社の支配に関する基本方針

当社では、以下の経営方針・経営ビジョンを理解し指示する者が、「財務および事業の方針の決定を支配する者」であることが望ましいと考えております。

【経営方針】

社員すべてが心と力を合わせ、企業の発展と成長を通じて、未来のより良い環境作りに貢献する。

【経営ビジョン】

私たちは、以下の3つの責任を果たしていきます。

1. 個人責任 人間性と技術力を磨き、最高のサービスをお客様に提供します。
2. 企業責任 社員相互が信頼し合い、安心かつ働きがいのある会社を作ります。
3. 社会責任 お客様、投資家、株主から信頼され、社会から必要とされる会社を作ります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制について

投資家への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分認識するとともに、常に投資家の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう社内体制の充実に努めるなど真摯な姿勢で臨んでおります。

開示情報の取扱責任者(情報取扱責任者)を取締役より選任し、経営者として自ら開示の重要性を認識し、開示情報の取扱を行っております。

情報取扱責任者は、各部門責任者からの報告や、各会議などを通じて情報を収集しております。

適時開示担当者は、情報取扱責任者の指示・確認のもと、情報収集・集約、開示作業を行っております。

内部者取引規制の重要性を認識し、情報の漏れ、不正なアクセスがないよう、情報の流通経路、管理方法の整備を行っております。

役職員による情報漏洩による不正行為抑制のため、秘密管理規程を定め、さらに社内規程遵守誓約書の自署提出を求めています。また役職員による重要な内部情報の管理と内部者取引防止のため、インサイダー取引管理規程を定めています。

株主、投資家をはじめとしたステークホルダーが公平かつ容易に、当社情報にアクセスできる機会を確保するため、開示情報は適宜当社ホームページに掲載しております。

```

graph TD
    SH[株主総会] -- "選任・解任" --> BOB[取締役会]
    SH -- "選任・解任" --> BOA[監査役会]
    BOB -- "報告" --> SH
    BOA -- "報告" --> SH
    BOB -- "選任・解任" --> BOB1[取締役会  
取締役(社外取締役1名)]
    BOA -- "選任・解任" --> BOA1[監査役(社外監査役1名)]
    BOB1 -- "報告" --> BOB
    BOA1 -- "報告" --> BOA
    BOB1 -- "選定・解職" --> MD[代表取締役]
    MD -- "報告" --> BOB1
    MD -- "報告" --> BOB
    MD -- "業務執行指示" --> BOD[業務担当取締役]
    BOD -- "報告" --> MD
    BOD -- "報告" --> BOB
    BOD -- "業務執行指示" --> BM[事業部門]
    BM -- "報告" --> BOD
    BM -- "報告" --> BOB
    BOA1 -- "監査" --> ID[内部監査室]
    ID -- "報告" --> BOA1
    ID -- "監査" --> BM
    MD -- "業務執行指示" --> BM
    BM -- "業務執行指示" --> ID
    CA[会計監査人] -- "報告" --> SH
    CA -- "報告" --> BOB
    CA -- "報告" --> BOA
  
```

The flowchart illustrates the process for handling information disclosure requests. It starts with 'Internal Departments, Subsidiaries, and Related Companies' (当社内各部署、子会社、関連会社等) at the top left, which sends 'Reports, Requests, and Inquiries' (報告・相談・問い合わせ) to the 'Information Acquisition Officer (Executive Secretary)' (情報取扱責任者(専務取締役)). This officer then reports to the 'Representative Executive Officer' (代表取締役社長) and provides 'Guidance' (指示) to the 'IR/PR Department and General Management Department' (IR・広報室、経理部). The latter collects 'Information' (情報収集) and sends it back to the Information Acquisition Officer. The Representative Executive Officer also receives 'Reports and Inquiries' (報告・問い合わせ) and sends 'Responses, Reports, and Opinions' (回答・報告・意見聴取等) to the 'Board of Directors / Supervisory Board' (取締役会／監査役会). This board then provides 'Guidance on Handling Requests' (依頼事項の指導) back to the Information Acquisition Officer. The IR/PR and General Management Departments create 'Materials' (資料作成) and list disclosure methods: ① Disclosure on TDnet, ② Provision of materials to shareholders, and ③ Publication on the company homepage. A note at the bottom explains that for 'Factual Events' (発生事実), the Representative Executive Officer and Board decide on disclosure necessity, while for 'Information Requests' (情報開示の依頼), the IR/PR and General Management Departments provide guidance.

```

graph TD
    A[当社内各部署、子会社、関連会社等] -- "報告・相談・問い合わせ" --> B[情報取扱責任者(専務取締役)]
    B -- "報告・問い合わせ" --> C[代表取締役社長]
    C -- "回答・報告・意見聴取等" --> D[取締役会／監査役会]
    D -- "依頼事項の指導" --> B
    B -- "指示" --> E[IR・広報室、経理部]
    E -- "情報収集" --> B
    E -- "資料作成" --> F["①TDnetでの開示  
②関係先での資料提供  
③当社ホームページで公開"]
  
```

※ 発生事実においては、代表取締役と協議のもと開示の必要性を判断。必要な事案においては情報開示担当部署に指示を指示。
この場合、事後に取締役会への報告を行う。